



濟世顧問のモデルとされた藤井静一の信念に関する 考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): Mother, Cosmos, Hotoku-ism, God of Saisei no Kami, propaganda 作成者: 山本, 浩史 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017911

濟世顧問のモデルとされた藤井静一の信念に関する考察

山 本 浩 史

大阪府立大学大学院生

要 旨

岡山県濟世顧問制度の考案にあたり、参考にされた人物に藤井静一がいる。本稿の目的は濟世顧問のモデルとなった藤井がどのような信念・主義により村落での事業に邁進したのかを明らかにすることにある。

本稿は史料による研究となるが、特に藤井の寄稿文を中心にその分析を行った。

藤井に着目したところ、宇宙を基底とする信仰に基づいた、相互扶助を主義とした思想が見られた。そして、これにより村民に相互扶助の思想である「濟世の神」を浸透させようとした形跡が確認できた。

キーワード：母、宇宙、報徳主義、濟世の神、プロパガンダ

I. はじめに

岡山県濟世顧問制度（以下、顧問制度）は、1917（大正6）年5月12日、県知事笠井信一（以下、笠井）が創設した岡山県の制度であり、民生委員制度の原点の一つである。その濟世顧問（以下、顧問）の委嘱にあたっては、人格的要件が重視されていた。この顧問制度考案にあたり顧問のモデルとされたのが藤井静一（以下、藤井）である。笠井は1917（大正6）年2月頃、藤井を県庁に招致し、意見聴取したことを回顧し（岡山県社会事業協会1936：12）、藤井もまた3時間余りの面談の中で笠井が膝を打ち大いに共鳴した等と回顧している（岡山県学務部社会課1930a：35）。そこで本稿では藤井に焦点をあて、彼がどのような信念を持ち、農村社会事業に邁進したのかを明らかにすることで、顧問のモデル像にアプローチすることを目的とした。藤井についてはⅢで詳しく述べるが、藤井は郷里において農村社会事業を組織化した人物である。

まず出発点となる手掛かりであるが、藤井が1948（昭和23）年7月に記した『備忘録』¹⁾には、次のような記述がある。なお下線と記号は筆者によるものである。

藤井源平ノ次男ニシテ明治三年十一月二十三日ニ生ル自分ハ幼ニシテ性愚ナリシガ^①生母非常ニ憂ヒ神佛ニ信バハ素ヨリ賢母事故（ママ）教育モ徳育ヲ自己ノ操行ヲ以テ教育シ^②人生ハ大宇宙ノ分子トナル小宇宙トナルヲ以テ精神ハ素ヨリ活動（ママ）モ宇宙修ニ行フヲ以テ人生ノ任務トシ神佛ト云フモ其レ同シト云フナリト小供（ママ）ノ際ヨリ家庭教育ヲ行フヲ以テ^③兄猪三太死亡人生ノ意義ヲ感シ社会事業ヲ専職ト志得

下線の文脈から①母、②宇宙、③兄を見出すことができる。これらを手掛かりに藤井の言説を分析する。そ

の史料であるが、藤井の寄稿文には「濟世三十年の所感」、「笠井長官と私」、「私の信念」があるが、このうち「笠井長官と私」は、亡くなる直前の笠井を見舞った様子を記したものであり、信念に関する記述は見られない。この他1929（昭和4）年、鹿児島県第一回方面委員総会での講演（以下、鹿児島講演）速記録や『濟世』40記念号に寄稿文があり、『社会福利』21(2)には、藤井が篠崎篤三²⁾に送った書簡の内容が掲載されている。また県社会課職員が藤井からの聞き取りを整理した『濟世一夕話』があり、これらを分析材料とした。この他に元県職員小林久磨雄による『地方自治共同濟世社』があるが、内容において、藤井への聞き取りによるものなのか否かに曖昧さがあるため、分析対象とはしなかった。

次に本稿における倫理的配慮である。本稿において、史料からの引用は原則、そのままを使用するが、それ以外では差別的表現及び不適切な用語は使用しない。

II. 先行研究の概要

まず久松は、藤井が顧問制度発足に伴い濟世精神による独創的な事業を進め、地域住民を組織化したとしている（久松1996：191）。また後述する安部倉融通講等の設置は徳を重んじ、家業に精励し、勤儉節約をして各自の分度を守ることにより、純真な農村を建設しようとした決意によるものであり、安部倉共同救護社（以下、共同救護社とする）の実践では、分度、勤労、推譲、報徳である報徳主義が貫かれ、笠井が顧問制度の構想を具体化するうえで一つの貴重なモデルになったとしている（久松1996：185-6）。しかしながら、その論拠は、本稿が分析資料から除外した『地方自治共同濟世社』に依拠するところが多く、また本稿が一次資料としている「私の信念」に記された国家と社会の関係を引用するのみで、藤井の実践は、この信念に貫かれた農村隣保事業の草分け的存在であったと結論付けている（久松1996：191）。

次に寺坂は、藤井の思想は日蓮宗信仰に裏付けられ、実際面では報徳主義をもとにしており、分度の生活を徹底させ、余力をもって善を積み、一方では農業に励むと共に各自の永安なる家庭の蓄積をなし、将来の生活に備えることを目的とするものであったとしている（寺坂1984：8）。しかしながら、寺坂は藤井の報徳主義について、碑文をその根拠としている³⁾。二宮は藤井の実践を報徳主義に基づき、地方改良をあわせ精神修養のみでなく、農業振興、自作農育成、農村娯楽を行ったと記すのみに止めている（二宮2009：16）。

次に守屋は藤井が日蓮宗に基づく堅い信念を護持し、その方法は報徳思想を加味しつつ、村民の生活向上に勤め続け、やがては共同互助の組織である馬屋上村共同濟世社（以下、共同濟世社）をつくりあげた（守屋1960：31）、あるいは、藤井は農山村の素封家、日蓮宗の篤信者であり、報徳社の影響を受けていたことから、笠井の生地、静岡地方における報徳社事業の普及発展状況等からして、笠井が腹案を整えるのに好都合であり、しかもそれが農山村に於て相当の成果をあげていたことによって、意識的にも無意識的にも笠井にとって幸いしたと述べている（守屋1988：374）。

赤松は、藤井は成長するにつれて日蓮宗を信仰し、報徳主義に徹した人物であり、懺悔会の設立も二宮尊徳からの思想的感化を受けたものであるとしている（赤松1990：168）。また後年に刊行された『馬屋上村誌』（以下、村誌とする）では、藤井の実践を五人組の隣保制度に見られるような隣保相扶の精神を現代化し、報徳社の教える生活原理を応用化したと整理している（馬屋上村誌編集委員会1974：357）。

渡辺は、藤井が単に号令をかけた指揮官ではなく、常に率先した犠牲的献身的活動家であり、小作争議の斡旋や村内のもめごとの仲介では誤解のため暴行を受けながらも、母の励ましを支えに誠心誠意事に当り、次第に周囲の理解と協力を得ていった事跡は数多く、目指すところは地域全体の協力体制の確立を通じて生活環境を向上発展させることであったと総括している（渡辺1983：41）。また後述する安永家資金、善種金等の運営には報徳仕法に似た点もあるが、直接の影響とする資料はなく、農村という風土を基盤とする社会で「むらお

こし運動」を東洋的人生観のもとに進めると結果的に似てくるのではないかと述べている（渡辺1983：41）。同じく藤井の報徳主義に対し否定的な立場である小野は、永安家資金や善種金の呼び方や共同救護社規約第3項の条文と報徳社による報徳生活の説明文とを比較して、用語法において藤井と報徳主義はほぼ同一であることに間違いはないが、藤井の場合は、基本的に一定の主観主義に立っていたと指摘する（小野1994：46-7）。そして、その主観主義を同情と呼ぶとすれば、借りる立場から貸す立場への身の振りかえを意味する報徳思想の理財という考え方と同情が藤井の中には共存するが、それはアダム・スミスのような理財に役立つ同情という形では結び付けられておらず、母の教えのとおり田畑を小作人に安く売り、家屋敷までも売り払った行為を一定の主観主義であったと指摘している（小野1994：47）。しかしながら、この主観主義についての吟味はなされていない。

以上、先行研究では、いずれにおいても藤井の言説を分析した形跡は乏しいが、藤井について、日蓮宗の篤信者、五人組制度の精神、報徳主義、東洋的人生観、主観主義等があげられ、報徳主義については、見解が分かっていた。

また前述した『備忘録』については、いずれにおいても触れられてはいなかった。

Ⅲ. 藤井静一について

1. 藤井静一のプロフィール

藤井の実践場となる馬屋上村は、1889（明治22）年、岡山県旧御津郡田原、富吉、三和、日応寺の4カ村が合併した村である。この地域は日蓮宗の檀家が多い。藤井が暮らしていたのは、三和の小字となる安部倉である。

藤井は1870（明治3）年、地主の5人兄弟の次男として生まれ、1952（昭和27）年に82歳で没している。藤井の履歴書⁴⁾によると、藤井は小学校卒業後、1883（明治16）年から1年間、岡山県旧加賀郡足守村の松浦塾で漢学を学んでいる。ちなみに山室軍平もこの塾で学んでいる。藤井はその後、岡山市普通学校、岡山中学校を経て1889（明治22）年から大阪市北区堂島の簿記学校で官用簿記等を学び、1890（明治23）年、大阪商船会社会計課に就職している。しかしながら、1892（明治25）年、藤井は兄の死を機に帰郷する（岡山県学務部社会課1930a：1）。村の状況であるが、1881（明治14）年にデフレが起こると米価が下落し農地を手放し小作人に転落する農民が現れ、離村し労働者となる村民もいた（馬屋上村誌編集委員会1974：352-3）。藤井は特に日応寺地区の疲弊を憂い、小作人と地主との間に入るため、地主の小作米取立人となり、日応寺小作人備荒貯蓄法と名付け地主から受け取る世話料を貯蓄した（岡山県学務部社会課1930a：39-40）。藤井は小作人から反感を受けることもあったが（岡山県学務部社会課1930a：39-40）、1918（大正7）年、積み立てた世話料で小作人が放出した土地を買い戻し（岡山県内務部1919：125）、優先的に土地の無い住民や土地の所有が少ない住民に分譲した（岡山県学務部社会課1930a：44）。

帰郷後の主な職歴であるが、履歴書によると1892（明治25）年、村役場の書記として雇用され、1894（明治27）年、父が村長に就任すると村長事務取扱に就任し、1896（明治29）年に収入役、1898（明治31）年には、村会議員に当選している。そして、1917（大正6）年4月、藤井は顧問の委嘱を受ける。この委嘱は顧問制度公布前であるが、3月には、市町村長及び警察署長に対し、適切な人物の推薦が求められたことによる（岡山県社会事業協会1936：41-2）。

藤井の主な受賞状況である。1924（大正13）年、宮内省恩賞（濟世事業功労者）、1928（昭和3）年、内務大臣表彰（濟世事業功労者）、1933（昭和8）年、高松宮表彰（農村社会事業功労者）、そして1940（昭和15）年には藍綬褒章を受勲している。

晩年であるが、藤井は集落の事業を後進に譲り、1931（昭和6）年頃には、濟世庵という庵を建て、村民に訓話をする等した（馬屋上村誌編集委員会1974：379）。現在も濟世庵においては年2回、濟世の神を祀った祭事が住民により行われている。

また藤井は上述したように農地を手放した小作人に自分の田畑を安く売り、自分の田畑がなくなると家屋敷まで売り払ったため、晩年、金銭面では困ったとされている（馬屋上村誌編集委員会1974：379）。

2. 藤井静一の実践

藤井は1902（明治35）年、懺悔会を開いた。設立の経緯であるが「安部倉二十五戸の者が同じ心になつて、共存同榮の実を挙げますには、どうしたらよからうかと私の念頭にさまよひまして、種々考へました末懺悔会を開くことに致しました」（岡山県学務部社会課1930a：3）と説明している。そして翌年には、藤井の私宅を宴会場とした重箱会を始める。これは新年に各々が重箱を持ち寄り抽選で配る等をして、村民の親睦を図ったものである（岡山県学務部社会課1930a：5）。また懺悔会や重箱会の出席者が、戸主らが中心となるため、それ以外の人のために花見会等の娯楽行事も行っている（岡山県学務部社会課1930a：9）。これらは農村娯楽による村民融和の取り組みでもあった。次に1903（明治36）年に安部倉融通講を設立し、1909（明治42）年には道德の向上、勤儉貯蓄等を目的とした安部倉矯風会を設立⁵⁾、そして、1912（大正元）年には共同救護社を設立した（岡山県学務部社会課1930a：24）。特にこの共同救護社では永安家資金及び善種金と呼ぶ積み立て制度を設けた。前者は資力に応じて米、麦を蓄積し、10年を小一期、50年を一期として売却し、その収益を社員の中で最も貧困な者に無利息年賦払で融通した（岡山県学務部社会課1930a：24-5）。全額償還した後は報酬金（4朱5厘程度）を納めさせ運用に回した（岡山県学務部社会課1930a：29）。後者であるが慈善事業、孝子等の表彰、神社、仏閣への寄付、不時の失費等の際に利用した（岡山県学務部社会課1930a：29）。藤井は共同救護社の取り組みを村内各地区に広げ、顧問制度が発布されると1918（大正7）年4月、これらをまとめて共同濟世社とした。共同濟世社においても、善種金及び永安家資金は継続し、健康相談、妊婦保護、診療所経営等を行った（岡山県社会事業協会1936：459）。この共同濟世社は、1936（昭和11）年7月、ロンドンで開催された第三回国際社会事業大会（以下、国際大会）において日本の農村社会事業を代表する取り組みとして報告された。

IV. 藤井静一における信念

1. 「私の信念」の分析

藤井の「私の信念」は、次のような書き出しから始まる。

何れの事業に従事するもその人に勝れたる道德と確固不拔の信念が無くては、無我の境地に立つて喜んで之に従事し、而も目的を貫徹することは決して出来るものではない。

此処に於てか人間は先づ人間としての真の立場と使命とを達観することが肝要である。即ち人間と宇宙、個人と社会、国民と国家との密接不離にして融合一如の關係に在らねばならぬことを深く心の奥底に明徹して置かなければならぬ（岡山県社会事業協会1936：346）。

この文脈には分析の視点である『備忘録』の②宇宙と久松の引用した「個人と社会」が見られる。藤井は事業に従事するには、人より勝る道德と揺るぎない信念が必要であり、それには人間としての真の立場と使命を見通すこと、つまり、人間と宇宙、個人と社会、国民と国家との關係を明らかにして、心底に置くことが必要

であると述べている。この3つの関係を分析していく。

1) 「人間と宇宙」

藤井は、人間は宇宙の一部であり一分子であるとし、人間には精神と肉体が備わっていることは言うまでもなく、その肉体は様々な細胞の総合であり、各々の細胞は同時に別異の存在であり、時として肉体と細胞は矛盾の存在関係ともなるが、絶えず新陳代謝を生じて成長発達の原動力となり、総合活動体として存在し、この全てを支配するのが精神であり霊力であると説明している（岡山県社会事業協会1936：346）。そして、人間と同様に宇宙にも霊と体があり、宇宙の体とは万物やその間に起こる森羅万象であり、体内には森羅万象を支配する尊い霊が厳存する（岡山県社会事業協会1936：346）。そして、この霊力こそが中正霊力であり、千古不滅の真理であるとし（岡山県社会事業協会1936：347）、人間と宇宙の関係を次のように説明する。

人間は大宇宙の一部一分子には違ひないが、同時に又一个の小宇宙的存在であることを忘れてはならぬ。従つて小宇宙たる人間にも亦大宇宙の中正霊力を体認する自らの中正霊力の備はつてゐることは最早や疑なき所である。宇宙と人間及宇宙と萬物との関係が以上の如きものとすれば、人間はすべて宇宙の中正霊力、延いては萬物の霊力と絶対不離の関係にあつて、自らの生命を享受し存在していることも亦真理として是認せられ来る（岡山県社会事業協会1936：347）。

この文脈でも人間は大宇宙の一部であるが、同時に一個の小宇宙的存在でもあり、その人間には、大宇宙の中正霊力を体感できる力が備わっていることから、人間は宇宙の中正霊力や万物の霊力と不離の関係にあるとしている。これについて補足すれば、藤井は鹿児島講演において、次のように説明している。

人間にしても心と肉體とが相合して人間なるものを形作るので、其他宇宙の総ての物が物質と精神から出来て居る。然らば宇宙にある精神とは何かと言へば靈である。（中略）宇宙のものは総て此の靈と物質とが合して出来上つて居る。其故人間も心と肉體を持つて居る事を克く諒解して戴きたい。（中略）併し其心の作用に依つて肉體が動くので、目には見えぬ心が却つて恐ろしい、心の用ひ方如何によつて肉體が影響を受け、心と肉體とは相離るゝ事は出来ぬ（鹿児島県社会課1929：3-4）。

このように藤井は「宇宙」と「霊」、「心」と「体」は不離の関係にあることを説明している。

2) 個人と社会

藤井は、個人は生れながらにして社会の一員であり、国家の構成員であるが故に社会や国家を離れた存在はないと説明している（岡山県社会事業協会1936：347）。そして、その国家、社会とは特に密着不離の関係にあつて、目的達成のために国家や社会に協力することが、尊き唯一の人間道だとしている（岡山県社会事業協会1936：347）。この人間道は、相互扶助と安寧秩序を達成させるために各自が協力することで実現し、自己の生命、身体、名誉等に対する尊厳性は他人のすべてに対して確認し、人間道への具現の途を講ずることで、多数の幸福のためには自己犠牲をいとわない、無我の心境が培養されるとしている（岡山県社会事業協会1936：347-8）。ここに藤井の滅私奉公を根底とする愛国心が見られる。久松はこの箇所のみを引用し、藤井の実践における信念としたが、この後も文脈は続き、「人間が以上の如きものであるとの自覚に達するならば、その人は既に宇宙の中正霊力と冥合し人間の本質を発揮できる」（岡山県社会事業協会1936：348）と述べるよう

に、前述の宇宙と人間との関係について触れている。

3) 国民と国家

国民と国家の関係であるが、「吾人は世界無比の国体を奉戴している。畏くも上 聖天子は無窮永劫、至高至貴の中正靈力たる神格にあらせられる」、「而して上 天皇の大御心を本体とし、下国民が各々中正靈力を発揮して暎合一致する所に国民道徳も源泉し、国家の目的も達成されるのである」（岡山県社会事業協会1936：348）とし、国民が中正靈力を発揮し天皇の意と一致するところに国民道徳の源があるとしている。そして、「故に此の自覚を国民が具現してこそ初めて忠良の臣民と言ひ得るのである」（岡山県社会事業協会1936：348）と述べており、ここでは天皇と臣民の関係による忠誠心的な国民観が見られる。

以上、「私の信念」を整理したが、藤井の心底には宇宙観が強く存在したことが確認できた。さらに、これを再整理すれば（a）人間は宇宙の中正靈力や万物の靈力と不離の関係にあり、（b）社会や国家を離れた個人の存在はなく、滅私奉公を根底とする愛国心と無私の心境を個人に求め、（c）臣民として天皇の意思と一致することが、人間としての真の立場と使命と言うことになる。そして、藤井は次のように総括している。

三十有餘年間不束ながら如上の信念を根底として相互扶助の精神を体認し、毀誉褒貶固より意に介する所にあらず、自らを犠牲として献身的態度を持し聊か社会事業に精進して来たのであるが、顧みて目的達成の容易の業でないことが痛感せられる（岡山県社会事業協会1936：349）。

藤井は約30年間、（a）（b）（c）により構成される真の立場と使命を信念としてきたことを述べている。

2. 『備忘録』による分析の視点

1) ①母

母については「『法華経は口に読むと共に身に読め』との意味は母堂が常に氏に訓へられるところであつた」（岡山県1940：111-2）等と紹介されているが、藤井は鹿児島講演後の取材を受けた新聞記事において、次のように母の姿を伝えている。

私が社会事業に手を染めたのは明治三十一年頃からで大體私の母が頗る熱心な日蓮宗の信者で学問はなかつたが佛を信仰する以上は唯お題目を唱へたりお経を読んだりするだけでは信仰とはいへぬ世の中に落伍者のないやうに亦落伍した者を救ひ出すというふことをつとめねば信仰ではないといつてよく人の世話をしたものである。さういふ家庭の空氣に育てられた私も自然にその感化を受け小さい時から人の世話ずきであつた。（1929（昭和4）年2月21日鹿児島朝日新聞）

このことは講演でも話しており、「題目を唱える計りではいかぬ。之を實際に行ふ事が誠の信仰である。」（鹿児島県社会課1929：21）といった母の言葉を紹介している。また『濟世一夕話』では「『物貰ひの様なものは、別して慈しんでやれ、それが佛様にお仕へする道です』と、幼時から常々母に訓へられましたことが、私の気持ちをかうさせるのでありました」（岡山県学務部社会課1930a：21）と述べている。

さらに藤井は鹿児島講演の中で、次のような母の教を紹介している。

日蓮宗でもイエスキリストでも、其の精神に於ては変りはない、昔佛様は一濟の衆生を救はれる為め

に、如何程苦しめたか分かりませぬ。佛様が人間に體を現されたのであるから人間として、此の世に生れた以上は肉體の苦しみは当然で其の苦しみがなければ、一済の衆生は救済する事は出来ぬ。即ち我々は佛性を有してゐる宇宙の靈のお蔭によつて、此の世に生まれて来たのである（鹿兒島県社会課1929：26-7）。

これらから、藤井の思想形成において、母が大きく影響したことがうかがえる。

2) ②宇宙

これまで見てきたように、藤井の心底には宇宙観があった。しかし、この宇宙観は藤井の内面のみに留まらず、住民や社会事業家にも向けられている。

(1) 住民に向けられた宇宙

藤井は村民に向けて宇宙を次のように説いている。

皆さん安部倉に住んで居ります人々は、心を一つに致さねばなりません。凡そ世の中といふものは人の集りです。それ故人間相互の間には同情といふことがなけねばならぬと思ひます。宇宙の真理は合理で、佛様も神様も宇宙の真理であると斯様に私は思つて居ります。神佛の御心は互に助け、助けらるゝのでありますから、過不足は互に助け合はねばなりません（岡山県学務部社会課1930a：3）。

藤井は宇宙の真理は理論的で正しく、神仏も宇宙の真理であると述べている。そして、神仏の心は、互いに助け合うものであり、神仏による加護の過不足分を人間の互助で補わなければならないとしている。ここに藤井の互助の思想を確認することができる。そして、藤井は村民に対し、互助の思想、つまり、神意との一致を求めた。藤井はこの考え方を形にしたかったのであろうか、藤井が村内の神社に寄進した石柱には、左柱に「濟世共同」、右柱に「神人一帰」と刻まれている。また藤井は晩年、村民に訓話を行うが、特に子どもたちに対し行う意義を次のように述べている。

少年少女から宗教的信念の涵養と宇宙の靈力と精神の存在を体認せしむることが絶対的肝要事である。私は先年来大宇宙の中正靈力を濟世の神と称し修養堂を設けて之を安置し、神と人間との靈力の暎合一致を実現すべく、専ら小国民に対する修験を為さしめている所以が此に存在するのである（岡山県社会事業協会1936：349）。

現在で言えば福祉教育、道徳、宗教教育とも言えるが、藤井は少年期からの宗教的信念の涵養が重要だとしている。これは①母の教えが藤井の信念の形成に大きく影響していたことにもよる。そして、その宗教的信念とは宇宙の中正靈力であり、藤井はこれを「濟世の神」と呼び、住民を一致団結させるための精神とした。再整理すると宇宙（中正靈力）＝「神仏」であり、その「神意」＝「互助の精神」＝「濟世の神」という関係になる。藤井はこれを子孫代々に伝えなければならないと考え、矯風会や戸主会、婦人会を組織した（岡山県学務部社会課1930b：30）。さらに1923（大正12）年頃から村民に盆踊りで濟世音頭を歌い踊らせている。その濟世音頭の歌詞は、次のものであり、道徳荒廃から理想郷土の姿を歌い、善種金や安永家資金による村民共同を歌詞にしている。

一、世は太平に治まりて 四海浪なく文化は進む 皇御國に生まれる 我等の幸や有り難し 月にむら雲花に風 夜半に嵐のあるものを 物質文化の夢に酔ひ 人倫道義は物かはと 可惜人生を火宅に入れて 泣きつかこてる醜さよ

二、抑々我等の信条は 心の修練ひたすらに 物の備も怠らず 物と心の和を保ち 人を敬ひ弱きを扶け 協調階和の実を挙げ 鼓腹撃攘輯睦の理想の郷土を作りてぞ 荒き人生の旅枕 理想の郷土を作りてぞ

三、奮へや村人いざ立てや 老幼婦女子も後るゝな 米麦二期の積立に 吉凶禍福の善種金 永安の家資互助の本 共同一致の花咲けば 濟世の実は結ばれて 家は万歳万々歳 村も万歳万々歳 万歳々々万々歳（岡山県学務部社会課1930a：10-1）

(2) 実践者に向けられた主義

藤井は『濟世』40に次のような文章を寄せている。

丁度医者が正しい診断を下してから投薬すると同じだと考へ如何にして濟世の名医にならうかと苦慮し攻究しつつあるのが私の心境であります。就いては私は平素信仰の生活と云ふ事が人間を向上發展せしむる事の第一と考へて居ますから先づ自己を完成する事に努力し「徳は孤ならず必ず隣あり」とか、「桃李物言はされども下自ら経（ママ）を為す」とか申す様に僅かな春光に千草萬木の萌え出づる如く私自身を磨き上げると云ふ事が大切だと思ふて居ります（藤井1931：4）。

この文脈において、藤井はこれまで、社会問題を診断し治療する医師になろうと苦慮しながら攻究してきたことを述べ、その結果、信仰生活が人間を向上させるとし、論語や史記の一節をあげ、正しい行いをしていれば、必ず理解者や協力者が得られると信じ、自己研鑽に努めることの重要性を述べている。また鹿児島講演では、宗教は特定せず信仰が大切であり（鹿児島県社会課1929：14）、信仰により自己に目覚め、精神貧乏の救済と共に物質貧乏の救済がなされ共同一致して行けば、人生の意義を尽くすことができ、極楽世界をこの世に現すことも容易になることを述べている（鹿児島県社会課1929：36）。

さらに「濟世三十年の所感」でも、「社会事業家は相手がどんな者であらうとも先づ相手の人を心から奪ひ取る丈けの人格がなくてはならん」（藤井1938：62）、「自分自身が第一に自我を滅却して所謂無我の境地に入つて神となり佛となつて相手の心の奥底に這入つて仕舞はなければ相手も亦自分の心に共鳴し這い入つて来るものではない」（藤井1938：62）と述べている。このように藤井は自らも含む社会事業家に対して、信仰の重要性と強い信念を持つことを求めている。

また藤井は、このような精神を知らせたい理由から1933（昭和8）年、方面委員や社会事業家に対して行った佐賀県での講演内容を篠崎に送り、これを篠崎が『社会福利』21(2)に掲載した。その内容は、日本も物質文化が進んだが、精神方面の文化が非常に遅れており、その第一歩として宇宙間の人間は何を言うものなのか、人間は何を行うために生まれたものであるのかと言う人生観を確立しなければならないと言った切り口から始まり（篠崎1937：95）、笠井の顧問制度の趣旨に触れ、顧問制度の本旨は物質上の防貧、救貧ではなく、精神貧も含めた両方であり、富者に同情心がなかったり、知識階級でありながら他人に愛のある符合が出来なかったため、富者と貧者が対立し、社会主義に走ったり、思想が激化する者が出て、両者の調和がうまくいかないのだとしている（篠崎1937：96）。このような状況を救済して相互に調和し、極楽世界を造っていくのが方面委員、顧問の任務であるならば、その職責は非常に重大であり、富者階級で生活に有余があり濟世事業に

でも当たろうとする者は、正しい信仰を持つべきだとしている（篠崎1937：96-7）。そして、顧問等の資質について、次のように述べている。

人生の真意義は佛や神の心と一致して本具の良心を發揮して、相和し、相努めて現世に極樂が造り出されてこそ人生の本分も任務も全うせられるのに違ひはあるまい。口に南無阿弥陀仏、南無妙法蓮華經を誦するの結構ではあるが、宇宙の真理、經文の妙旨、弥陀（ママ）の本願に随順し、佛神と一体の人間になつて何うぞ折角享け得た人生の意義を全うせまいと願ひたい、我々の信仰も愛まで行つて始めて本物になると考へる。是が濟世顧問や方面委員の第一の資格であると私は信じます（篠崎1937：98）。

この記述においても神仏との一体化が求められ、この世を極樂にすることが人生の本分であり、信仰も愛に至って本物となり、これを顧問及び方面委員の第一の資格だとしている。さらに藤井は、原泰一の社会事業における経済と知識と道徳の3条項を取りあげるも、世の中の変化が激しくなった今日では対処できず、道徳から一步進めて、宇宙觀を基底とする信仰を持つことの必要性を主張している（篠崎1937：99）。

以上、『備忘録』の視点をもとに検証したが、①母、②宇宙については確認できた。しかし、③兄への言及は見られず、③は思想形成と言うよりは、帰郷という人生のターニングポイントとなった出来事として捉えていたと考えられる。

3. 報徳主義及び日蓮宗

これまでの藤井の言説からは報徳主義を見出せず、『農村社会事業物語』にも①母、②宇宙は述べられているが、報徳主義に関する記述は見られず、陽明学の「知行合一」により藤井の信条が紹介されている（岡山県社会課1925：8）。このような状況から、渡辺が資料において報徳主義を確認できないとしたのも理解ができる。それでは、なぜ藤井の実践が報徳主義と結び付けられたのだろうか。

次の新聞記事は、先述した国際大会において、共同濟世社の実践が報告されることを伝えたものである。なお下線は筆者による。

我国固有の五人組式隣保相扶の精神を現代化し報徳社の生活原理を応用した総合的社会事業で濟世社の事業は村当局をはじめ産業組合、学校、婦人会、農会、在郷軍人会、消防組など各種の団体と連絡提携して精神的には敬神崇祖、共同融和勤労振起を強調し経済的には貯蓄、自作農設定、産業の改善を目指しさらに保健衛生方面では村立診療所の下に疾病治療、妊産婦保護を実施するなど日本精神を基調として村の振興をはかるため全村民が一丸となつて動いている模範社会事業団体である。（1936（昭和11）年5月15日大阪朝日新聞）

五人組的隣保相扶の『精神』を現代化し報徳社の教へる生活原理を応用したもので社長藤井静一氏が明治二十五年当時貧窮のどん底にあつた馬屋上村を現在の理想郷土に再建すべく創案したのがこの共同濟世社で日本社会事業の濫觴であり岡山県濟世制度の先覚である。（1936（昭和11）年5月15日中国民報）

これらの記事では、藤井の実践を五人組的隣保相扶の『精神』を現代化し、報徳社の教へる生活原理を応用したと伝えており、村誌の記述はこの引用と推察される。

またこの大阪朝日新聞記事によれば、「岡山県社会課から国際社会事業会の日本国内委員会に詳細報告された、委員会ではこれを翻訳し大会に提出する」と伝えている。その内容は資料の限界により確認できていない

が⁶⁾、国際大会での報告は藤井の直接によるものではなく、県社会課が作成した報告書に基づくものであったことがわかる。

次に報徳主義についてである。先行研究では小野が笠井の死後、報徳社と岡山県との連絡が図られていたとの見解を示していたが（小野1994：48）、県は顧問等による社会事業団体の設立促進のために1931（昭和6）年、『濟世の一方途（報徳社の理論と実際）』を発刊している。この経緯を「濟世事業遂行の方途は固より多種多様であつて夫々地方の実状に応じ適切なる事業施設を経営せなければならないが、茲に所謂報徳結社は亦有効なる防貧施設であつて採つて以て濟世顧問、濟世委員の事業施行上の好参考たる所多きを信じて茲に上梓した」（岡山県学務部社会課1931：はしがき）と説明している。このように県が顧問制度に報徳主義を導入しようとした形跡が見られ、上述の新聞記事の内容と併せて考えると、国や県は共同濟世社を日本を代表する取り組みとして紹介したいがため、国策である報徳主義を藤井の実践に結び付けたと推察する。しかしながら、藤井の取り組みが、報徳主義と合致しても不思議ではない。例えば、共同救護社設立において「共同救護社の目的は、教育勅語戊申詔書の御趣旨を奉戴しまして、協力一致共同救護の精神を發揮して、恒心と恒産とを堅実にする（略）」（岡山県学務部社会課1930a：24）と述べられているが、この時期、このような規約を持つ団体は県内各地でも散見される⁷⁾。この背景には1908（明治41）年、戊申詔書が国家の良民養成を目的に發布され、勤儉力行による国富増強が行われたことがある。

また大阪朝日新聞記事には、国家神道の基本精神である敬神崇祖が取り上げられているが、これまでの検証では、藤井に熱烈な神道崇拜は見られなかった。ただし、前述したように藤井は天皇の意に国民が一致することを求めた。戊申詔書を基に国策として地方改良事業が報徳主義により推進される中であっては、藤井が熱心な報徳主義者、あるいは、東洋の人生観に生きた人物と言うよりは、至極当然の姿であったとも言え、天皇制国家における当時の社会的潮流の中にあっては、天皇と臣民による愛国心を抱いていても不自然ではない。

次に五人組制度である。まず藤井は共同救護社の評議員を社員5人に付き一人の割合で選定し、これが五人組制度の村役である伍長に当たると説明している（岡山県学務部1930a：25）。また鹿児島講演では、自治会が五人組制度を採っていることから、困窮者の把握において、近隣住民の様子が「茶碗の音まで聞ゆると言う風に能く委細の事が分かる」（鹿児島県社会課1929：6）と説明している。この仕組みであるが、1915（大正4）年に実施された馬屋上村自治会々則第5条に五人組組織に関する規定があり、これに付随して「馬屋上村五人組合法並相互規約事項実施規程」がある。規程の趣旨も戊申詔書の奉載とされ、第1条で一村一家の福利を増進することを目的に五人組を再興したことが記されている（馬屋上村自治会1908：項数なし⁸⁾）。この会則策定への藤井の関与は不明であるが、村の基盤に五人組制度があり、これを共同救護社にも利用したと考えられる。

以上、新聞記事の考察からは、藤井の実践が脚色された可能性が大きく、国策とされた報徳主義を広めるためのプロパガンダとして、利用された可能性もある。

最後に日蓮宗である。藤井は笠井の追悼座談会で、笠井から県庁に呼び出されたことを回顧し、「私は生来の日蓮信者としての宗教心から思ひ立つた仕事であり且閣下も偶然に日蓮宗の方なので、又話は宗教上の信仰にまで及びまして」（岡山県社会事業協会1935：35）と述べている。先行研究では、笠井が静岡県出身者であったので、藤井の実践が報徳主義に基づいたことが幸いしたとする論述があったが、この文脈からは、笠井との共通点は、日蓮宗である。しかし、これまでの検証では熱心な日蓮宗信徒の姿を藤井からは見出せなかった。ただし日蓮宗では、一切衆生の生命の本体が永遠の仏であり、生きとし生けるものは、すべて助け合い、補い合い、大いなる総和の生命を形成しているとの悟りを宇宙即我だと説明し（齊藤2011：20）、大曼荼羅を大宇宙、その行者を小宇宙であるとしている（齊藤2011：118）。この点は、藤井の宇宙観にも合致する。

V. まとめ

藤井は宇宙を基底とする信仰的思想を持ち、互助の精神である「濟世の神」により村内に社会事業を構築した。笠井は防貧事業において、正しい宗教的観念を貧苦に悩む人に注入することが重要であるとの考えから宗教の篤信者の助力を望んだが（笠井1928：52-3）、藤井はそれに合致する人物であった。また藤井の実践は、当時の国策であった報徳主義による隣保事業を促進させるために利用された形跡も確認できた。それは、国家救済に消極的な時代において、防貧、救貧事業を地域住民の隣保事業に転嫁し、これを推進するために藤井の実践が書き換えられた形跡でもあった。時代背景は異なるが、現在の政策でも地域に互助が求められており、同じような構図があるのも事実であろう。ただ一方で、リーダーシップを発揮する住民の発掘と互助の仕組みや思想をどのようにして地域に定着させるかも課題となっている。その手法を藤井から見たわけであるが、藤井の採った手法を直ちに導入するには困難があるにせよ、地域住民の団結や凝集性を高める何らかの方法が必要であることには変わりはない。現代的手法の探求が求められる。

また現在、成り手不足や質的課題を抱えている民生委員制度であるが、民生委員法第1条に見られる社会奉仕の精神を持ち、第6条に規定される人格識見高く、社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者の原点は、藤井のような主体的実践者であり顧問であった。形骸化された側面も持つ民生委員制度において、このような姿を求めることには困難があるが、求められている社会奉仕の精神への探求は必要不可欠であると考えられる。

註釈

- 1) 『備忘録』は岡山県立記録資料館で公開されている直筆で書かれた未完成な状態のものであり、主に藤井家祖先について記されている。
- 2) 篠崎は家庭学校教員や山口県社会事業主事等を勤めているが、藤井との関係は明らかではない。
- 3) 寺坂は「藤井静一、記念碑文」としているが、1923（大正12）年6月10日に共同濟世社設立十周年を記念し安部倉に建てられた「濟世記念碑」である（守屋1960：734）。この碑は地区の神社敷地内に現存している。これとは別に「藤井君紀功碑」もあり、檀家寺である日応寺敷地内に現存している。
- 4) 履歴書は1939（昭和14）年9月20日に記されたものであり、岡山県立記録資料館で閲覧可能である。
- 5) 1909（明治42）年には、小字から大字に地域を拡大した三和矯風会となる。
- 6) 『社会福利』19(11)及び20(6)に国際大会の概況が報告されているが、共同濟世社についての記述は見られない。
- 7) 例えば、同じ濟世団体である牛窓濟世会の規約には「本社ハ教育勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉戴シ村民協力一致濟世ノ精神ヲ發揮シ恒心ト恒産トヲ堅実ナラシムルコトヲ以テ目的トス」（岡山県内務部1919：72-3）と記されている。同様な規約は複数で散見される。
- 8) 所蔵する岡山県立図書館は発刊年を1908年としているが、会則施行が1915（大正4）年1月であることから、発刊日については疑問点がある。

引用文献

- 赤松力（1990）『近代日本における社会事業の展開過程—岡山県の事例を中心に—』御茶の水書房。
 中央社会事業協会（1936）『社会事業』20(6)，中央社会事業研究所。
 藤井静一（1931）「濟世記念日に当りて」岡山県学務部社会課『濟世』40，3-4。
 藤井静一（1938）「濟世三十年の所感」中央社会事業協会社会事業研究所『社会事業』22(1)，62-5。

- 藤井静一（1939）「笠井長官と私」岡山県社会事業協会『連帯時報』19(9), 6-7.
- 藤井静一（1948）『備忘録』（直筆）.
- 久松英保（1996）「農村隣保事業と馬屋上村共同済社（ママ）—岡山県における地域福祉実践の戦前的遺産—」
神戸女子大学文学部紀要（29）, 181-94.
- 鹿兒島県社会課（1929）『方面委員制度の精神』.
- 笠井信一（1928）『济世顧問制度之精神』岡山県.
- 小林久磨雄（1930）『地方自治共同済世社』温古堂.
- 馬屋上村誌編集委員会（1974）『馬屋上村誌』馬屋上小学校創立百周年記念事業常任委員会.
- 馬屋上村自治会（1908）『馬屋上村自治会会則』.
- 守屋茂（1960）『近代岡山県社会事業史』岡山県社会事業史刊行会.
- 守屋茂（1988）「解説・笠井信一の人と思想—特に東洋的伝統を顧みて—」全国民生児童委員協議会『笠井信
一集』全国民生児童委員協議会, 367-86.
- 二宮一枝（2009）『近代の岡山における社会事業の特質と展開過程 济世顧問と公衆衛生活動』大学教育出版.
岡山県（1940）『济世顧問制度の指針』.
- 岡山県内務部（1919）『济世顧問の栞』岡山県.
- 岡山県社会事業協会（1935）『連帯時報』15(8).
- 岡山県社会事業協会（1936）『岡山県济世制度二十年史』.
- 岡山県社会課（1925）『農村社会事業物語』岡山県.
- 岡山県学務部社会課（1930a）『济世一夕話』岡山県.
- 岡山県学務部社会課（1930b）『济世顧問・济世委員中心の社会事業施設』岡山県.
- 岡山県学務部社会課（1931）『济世の一方途（報徳社の理論と實際）』岡山県.
- 小野修三（1994）『公私協働の発端』時潮社.
- 齊藤日軌（2011）『日蓮宗の戒壇、その現代的意義』国書刊行会.
- 篠崎篤三（1937）「笠井信一・藤井静一両氏の協同工作としての济世事業 [五]」東京府社会事業協会『社会福
利』21(2), 91-103.
- 寺坂順子（1984）「济世顧問制度に関する一考察—防貧事業としての歴史的意義と限界」作陽音楽大学・作陽
短期大学研究紀要17(2), 1-12.
- 東京府社会事業協会（1936）『社会福利』19(11).
- 渡辺憲正（1983）「地域福祉の源流—地域福祉と济世顧問制度—」中国短期大学紀要（14）, 37-42.

A study on the belief thought and principles of Fujii, an adviser of “saiseikommon”

Hirofumi Yamamoto

Graduate student, Osaka Prefecture University

Abstract

The purpose of this paper is to clarify what kind of convictions and principles Fujii, who was a model of “Saiseikommon” (adviser), pushed forward with the business in the village. This paper is a research based on historical materials, and the analysis focuses on Fujii’s contribution text. When I focused on Fujii, I found that he had a belief in the cosmos and an idea based on the principle of mutual aid. By doing so, we were able to confirm the traces of an attempt to foster the culture of “Saisei no Kami” (god) within the village and to permeate the villagers with the idea of mutual aid.

Key Words: Mother, Cosmos, Hotoku-ism, God of Saisei no Kami, propaganda

受付：2022年8月31日

受理：2022年10月21日

